

退職時における特別昇給要綱

川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（昭和47年交通局規程第9号）第14条の規定により、職員が公務上の死亡により退職した場合、退職の日に、その者が現に受けていた号給より4号給上位の号給に昇給させることができる。

附 則

この要綱は、昭和60年3月31日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。